介護テクノロジー導入支援事業費補助金FAQ（Ver.2026）

（R8.8.17 時点）

問	項目	質問	回答
1	共通	申請方法は、事業所単位か法人単位か？	事前協議・交付申請・実績報告は法人単位での申請となります。 ただし、導入計画書は、事業所ごとに作成してください。 なお、１事業所の基本的な考え方は、指定事業所ごととなります。
2	共通	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれ独立した１事業所として計２事業所とすべきか？ 併設されているので、１事業所とすべきか？	指定ごとに１事業所とカウントするため、併設されている場合は２事業所となります。
3	共通	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、指定ごとに１事業所としてカウントする（問２）が、併設する事業所を含めて一括で同一の介護ソフトや介護テクノロジー機器を導入し、同時に、施設全体でWi-Fi環境の整備を行う場合の補助対象経費はどのように計算されるのか？	併設する事業所を含めて一括で同一の介護ソフト等を導入する場合や施設全体でWi-Fi環境を整備するなど、それぞれの事業所として申請すると補助対象経費が重複するような場合は、各事業所の職員数や定員数、面積等の合理的な計算により補助対象経費を按分した上で、それぞれの事業所で算出してください。 なお、空床を利用してサービス提供される指定短期入所療養介護及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（H11年厚生省令第37号）第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所（空床利用型）については、本体施設と併せて１事業所としてください。
4	共通	これから開設する介護サービス事業所は、補助対象となるか？	事前協議書の提出時点で、対象となる介護サービス事業所の指定を受けており、かつ、開設されている場合は対象となります。 ※事前協議書の提出期限の翌日以降に指定を受けた場合は、今年度の補助対象とはなりませんので、ご容赦ください。
5	共通	他の補助金との併用は可能か？	併用はできません。 他の助成金、補助金等を受けて導入する介護テクノロジー及び通信環境整備については、本事業における補助の対象とはなりません。
6	共通	過去に本事業を活用した事業所や、既に他の補助金等により介護テクノロジー等の導入実績がある事業所が、補助の申請をすることは可能か？	可能です。
7	共通	事業の採択について、優先順位などはあるか？	採択については、補助対象の可否や導入による業務改善効果、本事業の採択実績などを勘案し、予算の範囲内で行います。 そのため、申請どおりの結果とならないことがありますので、予めご承知ください。
8	共通	交付決定前に購入（発注）した機器等は補助対象となるか？	交付決定後に購入（発注）した機器等のみ補助対象となります。
9	共通	機器はいつまでに導入しなければならないのか？	機器の導入については、実績報告の期限（**令和９年２月26日）までに導入**してください。
10	共通	リース又はレンタルとした場合、当該期間を３年未満にすることは可能か？	本事業は、介護テクノロジー機器の導入後、原則３年間、導入後の使用状況及び効果を報告していただくこととなっていることから、リース又はレンタル期間については、３年を下回る契約は認められませんので、必ず３年以上に設定してください。
11	共通	年度途中から介護テクノロジー機器（介護ソフト含む。）等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から１年か？それとも当該年度末までか？	介護テクノロジー機器等の購入形態による補助は次のとおり。 ①使用権の期限がないもの　・・・ 全額 ②支払いが月額払いのもの　・・・ 当該年度分（内示通知後から当該年度分） ③支払いが年額払いのもの　・・・ １年分 ④複数年の使用権契約のもの ・・・ 当該年度内に支払う金額 ※購入形態（購入・リース）は問わず上記の整理となる。
12	共通	見守りセンサー以外にWi-Fi工事などを行う場合、導入計画書にはどのように記載すればいいか？	各導入計画書（介護テクノロジー・介護ソフト・パッケージ型）の「付帯設備の内容」の欄に、Wi-Fi工事と記載してください。 なお、道が認める機器のうち、ウ②の機器（バックオフィスソフト等）のみを導入する場合、付帯経費は対象外となりますので、ご留意ください。
13	共通	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよいか？	「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等」には該当しないため、補助対象としては認められません。

介護テクノロジー導入支援事業費補助金FAQ（Ver.2026）

（R8.8.17 時点）

問	項目	質問	回答
14	共通	事前協議の提出書類はすべてデータ提出が必要か？ また、データ提出する際、容量が重く、一度に送れない場合は、どうすればいいか？	すべての書類をデータで提出してください。（データでの提出が困難な場合は、事前に相談してください。） なお、容量が重い場合は、分割して送付してください。 また、分割して送付する際は、①、②など、順番がわかるように標題に明記してください。
15	共通	過去に補助を受けた機器は補助対象外となるのか？	問17に該当する機器であれば『介護テクノロジー』として補助対象となります。 それ以外の機器については、「介護従事者の身体的負担軽減や間接業務時間削減等につながる業務効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる」と判断できる機器であれば、『道が認める機器』として補助対象となります。
16	共通	事業所と同じ法人の関連会社から機器を購入（付帯設備の工事を発注）してもよいか？	同一法人内にある関連会社からの機器購入（工事等含む）は、価格の適正性が確保できず、利益相反を防ぐ観点からも、原則、補助対象とは認められません。
17	事業内容 交付要綱第２	介護テクノロジーの区分に該当する機器はどのようなものなのか？	公益社団法人テクノエイド協会が提供する「福祉用具システム（ＴＡＩＳ）」により、「介護テクノロジー」として選定された機器が対象となります。 詳細は、下記のページを確認してください。 【福祉用具システム（ＴＡＩＳ）】 https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php
18	事業内容 交付要綱第２	介護テクノロジー機器１台の定義はどのようなものなのか？	問17に該当する機器を１台の定義とします。 なお、介護リフトとスリングシートのように、２つの機器を組み合わせて使用しないと介護テクノロジーとしての最低限必要な機能を有しないような機器を導入する場合、1つのTAISコードでセット登録されている場合は介護テクノロジー区分で、介護業務支援と連動する機器と併せて導入する場合はパッケージ型導入支援で２つとも申請可能です。
19	事業内容 交付要綱第２	介護テクノロジー機器等の導入台数に制限等はあるのか？ また、介護リフト等の稼働に必要なスリングシート等の部品の導入台数に制限等はあるのか？	介護テクノロジー機器等の導入台数は、定員数までとします。 また、スリングシート等の稼働に必要な部品は、問18に該当する場合は補助対象とし、テクノロジー機器を稼働するのに最低限必要な台数までとします。 （例） ・介護リフト１台に対し、最低限スリングシートが１台必要なら１台まで ・離床センサーベッド１台に対し、最低限イドレールが２台とマットレスが １台なら、それぞれ２台と１台まで
20	事業内容 交付要綱第２	介護ソフトの５年間使用権（ライセンス）を購入する場合、全額、補助対象経費となるか？	使用権（ライセンス）を購入した際、令和８年度に全額支払った場合は、支払った経費全てが補助対象となります。 毎年（１年分）を支払う場合は、令和８年度内に支払った分のみ補助対象となります。
21	事業内容 交付要綱第２	介護テクノロジー導入の際の工事費を補助対象としてよいか？ また、メーカーからの機器説明にかかる費用「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象とよいか？	設置工事費については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象となります。 機器説明に係る費用については、機器等の導入にあたり必ず必要となる場合に限り、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象となります。 なお、交付要綱第２（１）アにより介護ソフト又はウ②の機器（バックオフィスソフト　等）のみを導入する場合、工事費は補助対象外
22	事業内容 交付要綱第２	１事業所において、複数機種の介護テクノロジー機器を申請することは可能か？	介護テクノロジー区分は１つのTAISコードのみとなりますが、1つのTAISコードで複数の機器が登録されている場合は、同一コードの複数の機器を申請できます。 また、パッケージ型導入支援区分では、介護業務支援と連動する機器の導入の併せてそのほかの機器の導入も可能です。 なお、道が認める機器区分での申請は、１機種に限り対象です。
23	事業内容 交付要綱第２	介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか？	以下に対応するために改修する費用については、補助対象となります。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務省表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」に対応するための改修
24	事業内容 交付要綱第２	既に介護ソフトの導入により記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行っている場合で、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務（人事、給与、ホームページ作成など）用のソフトのみを導入する場合は、補助の対象になるのか？	タブレット端末等の情報通信機器のみを導入する場合は、補助対象外となります。 バックオフィス用のソフトについては、『道が認める機器』として補助対象となる場合があります。

介護テクノロジー導入支援事業費補助金FAQ（Ver.2026）

（R8.8.17 時点）

問	項目	質問	回答
25	事業内容 交付要綱第２	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している場合で、さらなる一気通貫のために介護ソフトを導入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される等）や、他のテクノロジーと連動するための機能（見守りセンサーと連動するためのクラウド機能等）の追加をする場合は、補助対象となるのか。	補助対象となります。
26	事業内容 交付要綱第２	タブレット端末等の情報通信機器とは具体的にどのようなものが対象となるのか？	タブレット端末等の情報通信機器は、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であり、例えば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等が対象となります。 なお、事業所に置く持ち運びを前提としていないパソコンやプリンターは対象外となります。 また、令和８年度から「１台あたりの補助上限額は10万円以内」の定めはなくなりましたが、情報端末機器を含めて基準額の範囲内での補助となります。
27	事業内容 交付要綱第２	令和６年度まで、通信環境整備（Wi-Fi環境等の整備）区分の補助区分があったが、当該補助区分が廃止されたのか？ Wi-Fi環境等の整備に係る経費はどのように申請すればよいのか？	通信環境整備（Wi-Fi環境等の整備）の補助区分については、令和６年度で廃止されたため、通信環境整備（Wi-Fi環境等の整備）単独で申請することはできません。 Wi-Fi環境等の整備については、介護テクノロジー機器等を導入する際に合わせて整備する場合に、『介護テクノロジー』又は『パッケージ型導入支援』の機器本体の導入費用とあわせて補助対象となります。
28	事業内容 交付要綱第２	介護テクノロジー導入事業で見守り機器を導入することにあわせ、既存のナースコールを見守り機器と連動可能なものに買い換える場合、ナースコールの購入費用は補助対象となるか？	導入する見守り機器とナースコールが一体的となっており、見守り機器を導入するにあたりナースコールが必要な設備となっている場合、『介護テクノロジー』の付帯経費として補助対象となります。
29	事業内容 交付要綱第２	インカムなどの効果的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるか？ また、インカムの他、各種チャットツール（LINEワークス等）も補助対象となるのか？	問に該当するインカムについては『介護テクノロジー』、その他の機器については『道が認める機器』として補助対象となる場合があります。 また、各種チャットツール（LINEワークス等）も補助対象となる場合があります。
30	事業内容 交付要綱第２（１）	介護リフトは既に導入済みで、スリングシートだけ導入した場合、補助対象となるのか？	補助対象外となります。
31	事業内容 交付要綱第２（１）	既に見守りセンサー等の介護テクノロジー機器を導入している事業所において、当該機器の付属品を追加で購入する費用は補助対象となるか？	補助対象外となります。
32	事業内容 交付要綱第２（１）	介護ソフト等の導入にあたり、保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策など）は、付帯経費に含まれるか？	介護ソフト等を導入する場合であって、当該介護ソフト等の導入に付帯して必要となる経費である場合は、補助対象となります。
33	事業内容 交付要綱第２（１）イ	介護業務支援（介護ソフト）の補助上限額の算定にあたって、１事業所の職員数の考え方は？	原則、常勤換算数により算出し、居宅を訪問する介護サービス事業所は、実人数で算出してください。 なお、常勤換算数を算定する際の職員については、介護職員のほか、栄養士や事務職員等、直接ケアにあたらない職員であっても、介護ソフトを使用する見込のある職員については、常勤換算数の算定に含めても差し支えありません。
34	事業内容 交付要綱第２（１）イ	既に介護ソフトを導入済みだが、介護ソフトを利用するためにタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な費用を申請したいが、対象になるか？	介護ソフトの定着促進費は、介護ソフトの導入に伴って発生する定着促進費用を見るものであり、介護ソフトを今回導入しない場合は対象外となります。
35	事業内容 交付要綱第２（１）ウ	介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断した機器とは、具体的にどのような機器か？	バックオフィスソフトを一例としておりますが、それに限らず、機器の機能及び事業所から提出される導入計画書等協議書類により、導入による効果を精査し、道が認める機器とするか判断しております。
36	事業内容 交付要綱第２（１）ウ	バックオフィス用のソフトを導入する際に、何らかの制限があるのか？ また、バックオフィスソフトを導入する際に、一貫した環境が実現している必要があるか。	介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断できるようなソフトであれば、特段の要件はなく、一貫した環境が実現されていなくても補助対象となります。
37	事業内容 交付要綱第２（１）ウ	カスタマーハラスメント対策等を考慮した、カメラ付きのＩＣレコーダー等の機器は、補助対象となるのか？	職員の負担軽減や業務改善に資する機器であると判断できるものは、補助対象となります。

介護テクノロジー導入支援事業費補助金FAQ（Ver.2026）

（R8.8.17 時点）

問	項目	質問	回答
38	事業内容 交付要綱第２（１）ウ	道が認める機器の補助台数制限、補助上限額等の考え方は？	道が認める機器の補助台数については、導入する機器に応じて、介護ロボット等に準ずる機器は定員数とし、介護ソフト等に準ずる機器は職員数とします。 １台あたりの補助上限額は１，０００千円とし、１事業所あたりの上限額は、職員数に応じて、以下のとおりとします。 ①　１名～１０名以下：１，０００千円 ②１１名～２０名以下：１，５００千円 ③２１名～３０名以下：２，０００千円 ④３１名以上　　：２，５００千円
39	事業内容 交付要綱第２（１）ウ	道が認める機器を導入した際の付帯経費については、補助対象となるか？	ウ①の機器（介護ソフトを除く。）のみ補助対象となります。
40	事業内容 交付要綱第２（１）ウ	加熱・冷蔵機能を備えた配膳機器や、掃除ロボットなど、直接介護と関係しないような機器は補助対象となるのか？	「介護従事者の身体的負担軽減や間接業務時間削減等につながる業務効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる」と判断できる機器であれば、『道が認める機器』として補助対象となります。
41	事業内容 交付要綱第２（２）	過去に見守り機器等を導入している場合で、今回介護ソフトを導入し、既に導入している機器と連動させる場合、パッケージ型導入支援の対象となるか？	既に導入している機器と連動させるための介護ソフトの導入等は、『パッケージ型導入支援』の対象とはなりません。 今回導入する介護ソフトに関してのみ、『介護テクノロジー（介護業務支援）』又は『道が認める機器』のいずれかで対象となります。
42	事業内容 交付要綱第２（２）	過去に介護ソフト等を導入している場合で、連動して使用できる（１）アの介護テクノロジー又はウ①の機器を導入する場合、パッケージ型導入支援の対象となるか？	既に導入している介護ソフト等でも、一貫性が実現でき、連携することで効果が高まると判断できる場合は、（１）アの介護テクノロジー又はウ①の機器等の導入に際し、パッケージ型導入支援の対象となります。 **※機器単体で導入する場合は、介護テクノロジー区分かパッケージ型導入支援いずれかの区分を選択できることとなります。**
43	事業内容 交付要綱第２（２）	介護ソフトとそれと連動する見守りセンサーの他に、どちらとも連動しない移乗支援ロボットを併せて導入する場合、全てパッケージ型導入支援の対象となるのか？	全てパッケージ型導入支援の対象となりますので、パッケージ型導入支援で申請してください。
44	事業内容 交付要綱第２（２）	介護業務支援に該当する機器とそれと連動する機器を同時に導入する場合は、必ずパッケージ型導入支援で申請しなければならないのか？	介護業務支援に該当する機器とそれと連動する機器を同時に導入する場合は、『パッケージ型導入支援』で申請してください。 例えば、「介護ソフト」＋「連動する見守りセンサー」の導入の場合は、どちらの機器も「福祉用具システム（TAIS）」に選定されている機器である場合は、『パッケージ型導入』で申請することとなります。 一方で、「介護ソフト」＋「移乗支援ロボット」のように、介護業務支援（介護ソフト）と連動しない機器を導入する場合は、『介護テクノロジー』又は『道が認める機器』としてどちらか１つのみ申請してください。
45	補助要件 交付要綱第２（３）	「導入支援と一体的に行う業務改善支援」は、どの区分のメニューを活用する場合でも、実施しなければならないのか？	お見込みのとおり、「介護テクノロジー導入事業」、「介護テクノロジーのパッケージ型導入事業」のいずれかを活用する場合は、必ず実施する必要があります。 なお、「導入支援と一体的に行う業務改善支援」のみの単独で補助申請することはできません。
46	業務改善支援 交付要綱第２（３）	業務改善支援の取組は、いつまでに実施しなければならないのか？	令和８年度内に実施している必要があります。
47	業務改善支援 交付要綱第２（３）ア	コンサルティング会社等の活用とは、具体的にどういった取組が該当するのか？	厚生労働省の「生産性向上ガイドライン」に基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（中小企業診断士等）から、事業所における課題の抽出、計画・改善支援、実施評価までの一連の流れで業務改善の支援が受けられるものが対象となります。 なお、販売店やメーカーによる機器説明は対象となりません。
48	業務改善支援 交付要綱第２（３）イ	北海道介護現場業務改善総合相談センター等の活用とは、具体的にどういった取組が該当するのか？	道が設置する「介護現場業務改善総合相談センター」が実施する介護テクノロジーの活用に係る講習会への参加や、生産性向上に関する伴走支援を受ける、若しくは、「道が実施し、本事業の業務改善支援にあたるとした研修」又は厚生労働省（厚生労働省の委託事業を受託している機関を含む。）が主催する研修会への参加等が対象となります。 また、介護テクノロジーの業務改善等について十分に理解した上で介護テクノロジーを導入することができるよう、研修は原則として介護テクノロジー等の導入前に受講するようにしてください。 過年度に全く同内容の研修を受講している場合には、他の担当者が受講すること等を想定しています。

介護テクノロジー導入支援事業費補助金FAQ（Ver.2026）

（R8.8.17 時点）

問	項目	質問	回答
49	業務改善支援 交付要綱第２（３）イ	道が設置する「介護現場業務改善総合相談センター」が実施する研修会は、今後開催される予定はあるのか？	８月19日及び同月20日に札幌（アクセスサッポロ）にて現地開催を予定しています。
50	業務改善支援 交付要綱第２（３）イ	問48のセミナーについては、事業所単位の参加が必要か、法人で参加していればいいのか？	基本的には事業所単位と想定しておりますが、管理者を兼務している場合は、法人で複数の事業所を運営しており、法人担当者が各事業所へ生産性向上の取り組みを共有等できる体制が整っている場合は、法人単位でも構いません。
51	業務改善支援 交付要綱第２（３）イ	問48のセミナーに参加できない場合、オンデマンド配信の視聴をもって、受講したこととなるのか。	受講したこととみなします。 なお、オンデマンド配信の視聴については、別途、ご案内いたします。 （オンデマンド配信の視聴確認は、アンケートの回答によるものとする予定です。）
52	事業内容 交付要綱別表（１）イ及びウ（ｲ）	介護業務支援（介護ソフト）及びバックオフィスソフトの補助上限額において、「ライセンス料で合計金額が変動する契約の場合」とはどのような場合なのか？	介護ソフト及びバックオフィスソフトの導入にあたり、購入するアカウント数に応じて、ライセンス料が変動する場合のことをいいます。 ※一般的に、アカウント数が増えるほど、料金が増えるため、職員数に応じて補助上限額を定めているものです。
53	補助対象 実施要綱２	補助事業者は、「北海道内に所在する次の各号に掲げるサービスを行う事業所」とされているが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所や共生型サービスの指定を受けた事業所も対象となるのか？	総合事業や共生型サービスの指定も含め、介護保険法に基づく指定を受けたサービス事業所の全てが対象となります。 なお、老人福祉法に基づく指定事業所は、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限ります。
54	補助対象 実施要綱２	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象となるのか？	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、介護サービス指定を受けている場合に限り、対象となります。
55	補助要件 実施要綱３（２）	「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）」とあるが、いつまでに設置すればいいのか？ また、設置するにあたり、要領等を定めていなければいけないのか？	委員会の設置は、令和８年度内（補助事業実績報告まで）に設置していなければなりません。 万が一、設置されていないことが確認できた場合は、補助金の交付ができなくなりますので、留意願います。 なお、設置にあたり、要領等の制定の他、委員会を立ち上げたことがわかる資料（理事会の会議録など）があれば問題ありません。
56	補助要件 実施要綱３（３）	『「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること』とあるが、利用開始とは事業所との連携をしていなければならないのか？ また、いつまでに実施していなければならないのか？	昨年度までは利用登録をしていれば、事業所と連携を開始していなくとも要件を満たすこととしておりましたが、令和８年度より、データ連携の実績があることを要件としますのでご留意願います。 利用開始（ケアプランの送受信を実施）は、令和８年度内（補助事業実績報告まで）に行っている必要があります。 なお、「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものも対象になります。
57	補助要件 実施要綱３（３）	「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか？	居宅療養管理指導については、ケアマネージャーによる給付管理サービスの対象外であり、サービス利用票を送付することがないため、「ケアプランデータ連携システム」を日常的に利用するケースが想定されません。そのため、居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。
58	補助要件 実施要綱３（４）	『「科学的介護情報システム（ Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ）。）」による情報収集に協力すること』とあるが、利用申請をしていても、データ登録をしていない場合は、補助対象外となるのか？	利用申請していれば補助対象となります。 なお、利用申請については、令和８年度内（補助事業実績報告まで）に行っている必要があります。
59	補助対象 実施要綱３（６）	収支状況の改善、職員の賃金への還元を規定する趣旨は何か？	令和４年12月、厚生労働省が示した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」において、「経営改善や生産性向上の取組を通じた成果を、従業員の賃金に適切に還元して頂くことについて期待する。」としており、ICTの導入等により生産性向上の取組を行った成果として収支状況の改善や賃金への還元を期待しているため、ここで規定したものです。